

第 2 2 号議案

尾張旭市国民健康保険税条例の一部改正について

尾張旭市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を次のとおり定めるものとする。

令和 6 年 2 月 2 7 日提出

尾張旭市長 柴 田 浩

提案理由

この案を提出するのは、国民健康保険税の税率等を改定するため必要があるからである。

尾張旭市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

尾張旭市国民健康保険税条例（昭和 6 2 年条例第 1 9 号）の一部を次のように改正する。

改 正 前	改 正 後
（国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の所得割額） 第 3 条 前条第 2 項の所得割額は、賦課期日の属する年の前年の所得に係る地方税法（昭和 2 5 年法律第 2 2 6 号。以下「法」という。）第 3 1 4 条の 2 第 1 項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合計額から同条第 2 項の規定による控除をした後の総所得金額及び山林所得金額の合計額（以下「基礎控除後の総所得金額等」という。）に<u>1 0 0 分の 6 . 2 0</u>を乗じて算定する。 2 （略） （国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額） 第 4 条 第 2 条第 2 項の被保険者均等割額は、被保険者 1 人について<u>2 6 , 1 0 0 円</u>とする。 （国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額） 第 5 条 第 2 条第 2 項の世帯別平等割額は、次の各号に掲げる世帯の区分に応じ、それ	（国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の所得割額） 第 3 条 前条第 2 項の所得割額は、賦課期日の属する年の前年の所得に係る地方税法（昭和 2 5 年法律第 2 2 6 号。以下「法」という。）第 3 1 4 条の 2 第 1 項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合計額から同条第 2 項の規定による控除をした後の総所得金額及び山林所得金額の合計額（以下「基礎控除後の総所得金額等」という。）に<u>1 0 0 分の 6 . 6 9</u>を乗じて算定する。 2 （略） （国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額） 第 4 条 第 2 条第 2 項の被保険者均等割額は、被保険者 1 人について<u>2 6 , 2 0 0 円</u>とする。 （国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額） 第 5 条 第 2 条第 2 項の世帯別平等割額は、次の各号に掲げる世帯の区分に応じ、それ

ぞれ当該各号に定める額とする。

(1) 特定世帯（特定同一世帯所属者（国民健康保険法第6条第8号の規定により被保険者の資格を喪失した者であつて、当該資格を喪失した日の前日以後継続して同一の世帯に属するものをいう。以下同じ。）と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であつて同日の属する月（以下この号において「特定月」という。）以後5年を経過する月までの間にあるもの（当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。）をいう。次号、第7条及び第24条第1項において同じ。）及び特定継続世帯（特定同一世帯所属者と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であつて特定月以後5年を経過する月の翌月から特定月以後8年を経過する月までの間にあるもの（当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。）をいう。第3号、第7条及び第24条第1項において同じ。）以外の世帯 19,300円

(2) 特定世帯 9,650円

(3) 特定継続世帯 14,475円

（国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の所得割額）

第6条 第2条第3項の所得割額は、基礎控除後の総所得金額等に100分の2.40を乗じて算定する。

（国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額）

第6条の2 第2条第3項の被保険者均等割額は、被保険者1人について9,700円とする。

ぞれ当該各号に定める額とする。

(1) 特定世帯（特定同一世帯所属者（国民健康保険法第6条第8号の規定により被保険者の資格を喪失した者であつて、当該資格を喪失した日の前日以後継続して同一の世帯に属するものをいう。以下同じ。）と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であつて同日の属する月（以下この号において「特定月」という。）以後5年を経過する月までの間にあるもの（当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。）をいう。次号、第7条及び第24条第1項において同じ。）及び特定継続世帯（特定同一世帯所属者と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であつて特定月以後5年を経過する月の翌月から特定月以後8年を経過する月までの間にあるもの（当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。）をいう。第3号、第7条及び第24条第1項において同じ。）以外の世帯 19,500円

(2) 特定世帯 9,750円

(3) 特定継続世帯 14,625円

（国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の所得割額）

第6条 第2条第3項の所得割額は、基礎控除後の総所得金額等に100分の2.67を乗じて算定する。

（国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額）

第6条の2 第2条第3項の被保険者均等割額は、被保険者1人について9,900円とする。

(国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額) 第7条 第2条第3項の世帯別平等割額は、次の各号に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。 (1) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 <u>6, 800円</u> (2) 特定世帯 <u>3, 400円</u> (3) 特定継続世帯 <u>5, 100円</u> (介護納付金課税被保険者に係る所得割額) 第8条 第2条第4項の所得割額は、介護納付金課税被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等に<u>100分の2.28</u>を乗じて算定する。 (介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額) 第9条 第2条第4項の被保険者均等割額は、介護納付金課税被保険者1人について<u>11, 100円</u>とする。 (介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額) 第10条 第2条第4項の世帯別平等割額は、1世帯について<u>6, 000円</u>とする。 (保険税の減額) 第24条 次の各号のいずれかに掲げる保険税の納税義務者に対して課する保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が65万円を超える場合には、65万円)、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からウ及びエに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額	(国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額) 第7条 第2条第3項の世帯別平等割額は、次の各号に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。 (1) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 <u>6, 900円</u> (2) 特定世帯 <u>3, 450円</u> (3) 特定継続世帯 <u>5, 175円</u> (介護納付金課税被保険者に係る所得割額) 第8条 第2条第4項の所得割額は、介護納付金課税被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等に<u>100分の2.42</u>を乗じて算定する。 (介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額) 第9条 第2条第4項の被保険者均等割額は、介護納付金課税被保険者1人について<u>11, 600円</u>とする。 (介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額) 第10条 第2条第4項の世帯別平等割額は、1世帯について<u>6, 400円</u>とする。 (保険税の減額) 第24条 次の各号のいずれかに掲げる保険税の納税義務者に対して課する保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が65万円を超える場合には、65万円)、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からウ及びエに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額
---	---

が 22 万円を超える場合には、22 万円) 並びに同条第 4 項本文の介護納付金課税額からオ及びカに掲げる額を減額して得た額 (当該減額して得た額が 17 万円を超える場合には、17 万円) の合算額とする。

(1) 法第 703 条の 5 第 1 項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43 万円 (納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得を有する者 (前年中に同項に規定する総所得金額に係る所得税法 (昭和 40 年法律第 33 号) 第 28 条第 1 項に規定する給与所得について同条第 3 項に規定する給与所得控除額の控除を受けた者 (同条第 1 項に規定する給与等の収入金額が 55 万円を超える者に限る。)) をいう。以下この号において同じ。)) の数及び公的年金等に係る所得を有する者 (前年中に法第 703 条の 5 第 1 項に規定する総所得金額に係る所得税法第 35 条第 3 項に規定する公的年金等に係る所得について同条第 4 項に規定する公的年金等控除額の控除を受けた者 (年齢 65 歳未満の者にあつては当該公的年金等の収入金額が 60 万円を超える者に限り、年齢 65 歳以上の者にあつては当該公的年金等の収入金額が 110 万円を超える者に限る。)) をいい、給与所得を有する者を除く。)) の数の合計数 (以下この条において「給与所得者等の数」という。)) が 2 以上の場合にあつては、43 万円に当該給与所得者等の数から 1 を減じた数に 10 万円を

が 22 万円を超える場合には、22 万円) 並びに同条第 4 項本文の介護納付金課税額からオ及びカに掲げる額を減額して得た額 (当該減額して得た額が 17 万円を超える場合には、17 万円) の合算額とする。

(1) 法第 703 条の 5 第 1 項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43 万円 (納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得を有する者 (前年中に同項に規定する総所得金額に係る所得税法 (昭和 40 年法律第 33 号) 第 28 条第 1 項に規定する給与所得について同条第 3 項に規定する給与所得控除額の控除を受けた者 (同条第 1 項に規定する給与等の収入金額が 55 万円を超える者に限る。)) をいう。以下この号において同じ。)) の数及び公的年金等に係る所得を有する者 (前年中に法第 703 条の 5 第 1 項に規定する総所得金額に係る所得税法第 35 条第 3 項に規定する公的年金等に係る所得について同条第 4 項に規定する公的年金等控除額の控除を受けた者 (年齢 65 歳未満の者にあつては当該公的年金等の収入金額が 60 万円を超える者に限り、年齢 65 歳以上の者にあつては当該公的年金等の収入金額が 110 万円を超える者に限る。)) をいい、給与所得を有する者を除く。)) の数の合計数 (以下この条において「給与所得者等の数」という。)) が 2 以上の場合にあつては、43 万円に当該給与所得者等の数から 1 を減じた数に 10 万円を

乗じて得た金額を加算した金額) を超えない世帯に係る納税義務者

ア 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について 18,270円

イ 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 13,510円

(イ) 特定世帯 6,755円

(ウ) 特定継続世帯 10,133円

ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について 6,790円

エ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 4,760円

(イ) 特定世帯 2,380円

(ウ) 特定継続世帯 3,570円

オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について 7,770円

乗じて得た金額を加算した金額) を超えない世帯に係る納税義務者

ア 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について 18,340円

イ 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 13,650円

(イ) 特定世帯 6,825円

(ウ) 特定継続世帯 10,238円

ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について 6,930円

エ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 4,830円

(イ) 特定世帯 2,415円

(ウ) 特定継続世帯 3,623円

オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について 8,120円

カ 介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額 1世帯について 4, 200円

(2) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額）に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき29万円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前号に該当する者を除く。）

ア 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。） 1人について 13, 050円

イ 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 9, 650円

(イ) 特定世帯 4, 825円

(ウ) 特定継続世帯 7, 238円

ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。） 1人について 4, 850円

カ 介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額 1世帯について 4, 480円

(2) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額）に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき29万円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前号に該当する者を除く。）

ア 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。） 1人について 13, 100円

イ 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 9, 750円

(イ) 特定世帯 4, 875円

(ウ) 特定継続世帯 7, 313円

ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。） 1人について 4, 950円

エ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 3, 400円

(イ) 特定世帯 1, 700円

(ウ) 特定継続世帯 2, 550円

オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。） 1人について 5, 550円

カ 介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額 1世帯について 3, 000円

(3) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額）に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき53万5千円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前2号に該当する者を除く。）

ア 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。） 1人について 5, 220円

イ 国民健康保険の被保険者に係る基礎

エ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 3, 450円

(イ) 特定世帯 1, 725円

(ウ) 特定継続世帯 2, 588円

オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。） 1人について 5, 800円

カ 介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額 1世帯について 3, 200円

(3) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額）に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき53万5千円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前2号に該当する者を除く。）

ア 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。） 1人について 5, 240円

イ 国民健康保険の被保険者に係る基礎

課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 3, 8 6 0 円

(イ) 特定世帯 1, 9 3 0 円

(ウ) 特定継続世帯 2, 8 9 5 円

ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。） 1人について 1, 9 4 0 円

エ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 1, 3 6 0 円

(イ) 特定世帯 6 8 0 円

(ウ) 特定継続世帯 1, 0 2 0 円

オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。） 1人について 2, 2 2 0 円

カ 介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額 1世帯について 1, 2 0 0 円

2 保険税の納税義務者の属する世帯内に6歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者（以下「未就学児」という。）がある場合における当該納税義務者に対して課する被保険者均等割額（当該納税義

課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 3, 9 0 0 円

(イ) 特定世帯 1, 9 5 0 円

(ウ) 特定継続世帯 2, 9 2 5 円

ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。） 1人について 1, 9 8 0 円

エ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 1, 3 8 0 円

(イ) 特定世帯 6 9 0 円

(ウ) 特定継続世帯 1, 0 3 5 円

オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。） 1人について 2, 3 2 0 円

カ 介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額 1世帯について 1, 2 8 0 円

2 保険税の納税義務者の属する世帯内に6歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者（以下「未就学児」という。）がある場合における当該納税義務者に対して課する被保険者均等割額（当該納税義

務者の世帯に属する未就学児につき算定した被保険者均等割額（前項に規定する金額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の被保険者均等割額）に限る。）は、当該被保険者均等割額から、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額とする。

（１） 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児１人について次に定める額

ア 前項第１号アに規定する金額を減額した世帯 ２２，１８５円

イ 前項第２号アに規定する金額を減額した世帯 １９，５７５円

ウ 前項第３号アに規定する金額を減額した世帯 １５，６６０円

エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 １３，０５０円

（２） 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児１人について次に定める額

ア 前項第１号ウに規定する金額を減額した世帯 ８，２４５円

イ 前項第２号ウに規定する金額を減額した世帯 ７，２７５円

ウ 前項第３号ウに規定する金額を減額した世帯 ５，８２０円

エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 ４，８５０円

３ （略）

務者の世帯に属する未就学児につき算定した被保険者均等割額（前項に規定する金額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の被保険者均等割額）に限る。）は、当該被保険者均等割額から、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額とする。

（１） 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児１人について次に定める額

ア 前項第１号アに規定する金額を減額した世帯 ２２，２７０円

イ 前項第２号アに規定する金額を減額した世帯 １９，６５０円

ウ 前項第３号アに規定する金額を減額した世帯 １５，７２０円

エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 １３，１００円

（２） 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児１人について次に定める額

ア 前項第１号ウに規定する金額を減額した世帯 ８，４１５円

イ 前項第２号ウに規定する金額を減額した世帯 ７，４２５円

ウ 前項第３号ウに規定する金額を減額した世帯 ５，９４０円

エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 ４，９５０円

３ （略）

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の尾張旭市国民健康保険税条例の規定は、令和6年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和5年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。